

諮問実施機関：滋賀県公安委員会

諮問日：令和4年8月26日（諮問(情)第36号）

答申日：令和8年2月27日（答申(情)第30号）

内容：「県警職員の喫煙について 県民等からの相談・意見・要望および苦情等や回答に係る文書(2019年7月1日以降。回答のあるものに限らない。)」の公文書一部公開決定に対する審査請求

答 申

第1 審議会の結論

滋賀県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

令和3年12月28日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次のとおり、公文書公開請求（以下「本件公開請求」という）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

県警職員の喫煙について 県民等からの相談・意見・要望および苦情等や回答に係る文書（2019年7月1日以降。回答のあるものに限らない。）

2 決定期間の延長

令和4年1月7日、実施機関は、条例第11条第2項の規定に基づき、本件公開請求に係る決定期間を延長した。

3 実施機関の決定

令和4年2月14日、実施機関は、本件公開請求に対して、本答申別表1「特定した公文書」のとおり対象公文書を特定し、別表2記載の「公文書の公開をしない部分」欄の情報を同表「公文書の公開をしない理由」欄記載の理由により非公開として、条例第10条第1項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

4 審査請求

令和4年5月17日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

(1) 審査請求人の主張

以下の公開を求める。

(2) 公開を求める対象公文書と非公開部分

ア 警察安全相談簿のうち、「件名」欄、「相談の要旨」欄、「処理の概要」欄、添付の文書、添付のはがきの裏面の記載内容、添付のメールの件名および本文の記載内容

イ 「県政へのご意見、ご提案など」と記載された一覧表のうち、「ホームページ掲載可否」欄

ウ マナー違反等の申出一覧表のうち、「場所」欄、「対象者」欄、「申出内容等」欄、添付された文書、欄外に記載された内容

エ 「申し立て内容」と題された文書のうち、「3 申し立て内容」および「4 措置など」の記載内容

2 審査請求の理由

滋賀県情報公開条例第6条第1号および第6号に該当しない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、弁明書で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

2 非公開理由について

審査請求人が公開を求める部分については、「特定の個人を識別することができる情報」、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」および「公にすることにより、業務の性質上、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」であることから、条例第6条第1号および同条第6号に規定する非公開情報の要件に該当すると認める。

第5 審議会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うとの認識のもと、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならぬものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審議会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、条例第6条第1号、第3号および第6号を理由に対象公文書の一部を非公開としているが、審査請求人は、このうち第3の1に記載の非公開部分を不服として公開を求めていることから、以下、当該非公開部分に係る条例第6条第1号および第6号を理由とした非公開情報該当性について検討する。

なお、(1)のアからエにおいて、原文より引用している「相談者」「申出者」「申立者」という表記は、(2)以降において、「申立人」と記載する。

(1) 対象公文書の記載内容

本件各対象公文書の記載内容は、実施機関の説明によると、以下のとおりである。

ア 警察安全相談簿

警察安全相談等に係る業務を行うにあたり、滋賀県警察安全相談等取扱要綱（平成13年滋賀県警察本部訓令第5号）に基づき、相談等を受理した際、受理した職員により作成されるもので、相談者の氏名や住所等、相談の要旨、相談等に対して警察が行った処理の概要等が記載されていた。

イ 「県政へのご意見、ご提案など」と記載された一覧表

滋賀県知事公室広報課が所管する、県民から滋賀県知事あてに寄せられた意見や提案

等を県政運営の参考とするための広聴業務の一つである、「知事への手紙」の内容について、必要に応じて知事部局の担当課や関係機関に情報共有される際に、種々の意見や提案等をまとめた一覧表として、滋賀県知事公室広報課から滋賀県警本部あてに提供されたものであり、県民が自ら表明した意見や提案、提案等が記載されていた。

ウ マナー違反等の申出一覧表

同種の内容の相談並びに意見および要望（以下「同種意見等」という。）の申出が繰り返し行われることがあるが、その場合、警察安全相談簿の作成に代えて、今後の業務に反映させるため、聴取した同種意見等を一覧表等に記録することとしているものである。これらの公文書には、マナー違反等の目撃に関する同種意見等の申出について、申出者の氏名等、申出内容、警察が行った処理の概要等、申出者の個人情報記録されている。

エ 「申し立て内容」と題された文書

同種意見等の申出が繰り返し行われることがあるが、その場合、警察安全相談簿の作成に代えて、今後の業務に反映させるため、聴取した同種意見等を一覧表等に記録することとしているものである。これらの公文書には、マナー違反等の目撃に関する同種意見等の申し立てについて、申立者の氏名等、申し立て内容、警察が行った処理の概要等、申立者の個人情報記録されている。

(2) 条例第6条第1号について

条例第6条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

ただし、個人を識別することができる情報であっても、一般に公にされている情報については非公開情報として保護する必要がないことから、本号ただし書アにおいては、法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報は、非公開情報から除外することとしている。また、県の諸活動を県民等に説明する責務を全うするため、本号ただし書ウにおいては、公務員等の職および職務遂行の内容に係る部分については、非公開情報から除外することとしている。

(3) 条例第6条第1号該当性について

審査請求人は、警察安全相談簿の「件名」欄および添付のメールの件名、マナー違反等の申出一覧表の「場所」欄および「対象者」欄の公開を求めており、実施機関は、条例第6条第1号に該当すると主張するため、その該当性を検討する。

まず、警察安全相談簿について、「件名」欄および添付のメールの件名の非公開部分の内容を確認したところ、申立人の相談等の内容を端的に表示した件名や滋賀県警察に送付された電子メールの標題が記載されていた。仮に「件名」欄の一部および添付のメールの件名を公にすると、申立人に係る相談等の内容であることから、特定の個人を識別でき、また、申立人の氏名等を非公開としても、通常、他人に知られたくない情報が他人に知られる等、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

次に、マナー違反等の申出一覧表について、「場所」欄および「対象者」欄の一部の非公開部分の内容を確認したところ、申立人から繰り返し行われる同種意見等の申出について、当該申立人がマナー違反等を目撃した特定の場所およびマナー違反等の対象者について記載されていた。仮に「場所」欄および「対象者」欄の一部を公にすると、申立人に係る同種意見等の内容であることから、特定の個人を識別することができ、また、特定の個人を識別することはできないが、通常、生活圏や行動範囲等、他人に知られたくない情報が他人に知られる等、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

以上のことから、条例第6条第1号に該当すると認められる。

(4) 条例第6条第6号について

条例第6条第6号は、「県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行

に支障を及ぼすおそれがあるもの」を、非公開情報とするものであり、アからオまでにおいてその典型を例示し、これら以外の事務については、「その他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定している。そして、ここでいう「支障」については、その程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」については、その程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されると解される。

(5) 条例第6条第6号該当性について

審査請求人が公開を求めている非公開部分のうち、非公開理由が条例第6条第1号かつ第6号とされているものは、次のとおりである。

- ・警察安全相談簿のうち、「相談の要旨」欄、「処理の概要」欄、添付の文書、添付のはがきの裏面の記載内容、添付のメールの本文の記載内容
- ・「県政へのご意見、ご提案など」と記載された一覧表のうち、「ホームページ掲載可否欄
- ・「マナー違反等の申出一覧表」のうち、「申出内容等」欄、添付された文書、欄外に記載された内容
- ・「申し立て内容」と題された文書のうち、「3申し立て内容」および「4措置など」の記載内容

前提として、実施機関の主張する各公文書における条例第6条第6号該当理由は、以下の二つに大別することとする。

ア 相談内容支障

公にすることにより、申立人による相談等の内容が明らかになることで、申立人との信頼関係が損なわれ協力が得られなくなり、また、相談等を申し出る意思を有している者が、自己が相談等を申し出た事実や相談等の内容を第三者に知られてしまうのではないかという不安や恐れを抱いて、申出を躊躇する等、今後の事案処理に支障を生じ、かつ、今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められるもの。

イ 記載支障

公にすることにより、担当者の判断や処理方針等が明らかとなり、担当者が事案処理結果に関する記載を控える等、今後の事案処理に支障を生じ、かつ、今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められるもの。

第一に、警察安全相談簿のうち、「相談の要旨」欄、「処理の概要」欄、添付の文書、添付のはがきの裏面の記載内容、添付のメールの本文の記載内容について、実施機関は相談内容支障を理由として条例第6条第6号に該当すると主張するため、その該当性を検討する。

対象文書の上記非公開部分の内容を確認したところ、申立人が自身の体験等に基づき申し立てた相談等の内容等が記載されていた。仮に非公開部分を公開すると、相談等の内容が明らかとなり、申立人との信頼関係が損なわれ、あるいは、相談等を申し出る意思を有している者が、相談等を申し出た事実や相談等の内容を第三者に知られてしまうのではないかという不安や恐れを抱いて、申出を躊躇する等、今後の事案処理に支障を生じ、かつ、今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると十分に認められる。

よって、条例第6条第6号に該当すると認められる。

第二に、「県政へのご意見、ご提案など」と記載された一覧表のうち、「ホームページ掲載可否」欄について、実施機関は相談内容支障を理由として条例第6条第6号に該当すると主張するため、その該当性を検討する。

対象文書の上記非公開部分の内容を確認したところ、申立人自身の意見や提案等の公表に関する意思表示が記載されていた。仮に、非公開部分を公にすると、申立人の意思表示が明らかになることで、申立人との信頼関係が損なわれ協力が得られなくなり、また、「知事への手紙」を申し出る意思を有している者が、自己が「知事への手紙」を申し出た事実や「知事への手紙」の内容を第三者に知られてしまうのではないかという不安や恐れを抱いて、申出を躊躇する等、信書性格が否定され、滋賀県の広聴制度としての意義が希薄化するだけでなく、情報共有によって実施機関に対する意見や要望等を得る機会を失うことになる等、今後の事案処理に支障を生じ、かつ、今後の業務の適正な遂行に支障を

及ぼすおそれがあると十分に認められる。

よって、条例第6条第6号に該当すると認められる。

第三に、マナー違反の申出一覧表のうち、「申出内容等」欄、添付された文書、欄外に記載された内容について、実施機関が、「申出内容等」欄は相談内容支障、または相談内容支障および記載支障、添付された文書は相談内容支障および記載支障、欄外に記載された内容は相談内容支障または記載支障を理由として条例第6条第6号該当すると主張するため、その該当性を検討する。

まず「申出内容等」欄について、実施機関が相談内容支障を理由として第6号に該当すると主張するため、対象文書の非公開部分の内容を確認したところ、申立人が自身の体験に基づき申し出たマナー違反等の内容が要約された同種意見等の内容が記載されていた。仮に非公開部分が公になると、その内容が明らかとなることで、申立人との信頼関係が損なわれ、協力が得られなくなり、また、同種意見等を申し出る意思を有しているものが、自己が同種意見等を申し出た事実や同種意見等の内容を第三者に知られてしまうのではないかという不安や恐れを抱いて申出を躊躇する等、今後の事案処理に支障を生じ、今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると十分に認められる。

また、実施機関が相談内容支障および記載支障を理由として第6号に該当すると主張するため、対象文書の非公開部分の内容を確認したところ、申立人が自身の体験等に基づき申し出たマナー違反の内容が要約して記載された同種意見等の内容や申出に対する処理結果が記載されていた。仮に非公開部分が公になると、前者については、その内容が明らかとなることで、申立人との信頼関係が損なわれ、協力が得られなくなり、また、同種意見等を申し出る意思を有しているものが、自己が同種意見等を申し出た事実や同種意見等の内容を第三者に知られてしまうのではないかという不安や恐れを抱いて申出を躊躇する等、今後の事案処理に支障を生じ、今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが十分にありと認められ、後者については、担当者の判断や処理方針が明らかとなり、担当者が事案処理結果に関する記載を控える等、今後の事案処理に支障を生じ、かつ今後の適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると十分に認められる。

よって、条例第6条第6号に該当すると認められる。

次に、添付された文書について、実施機関が相談内容支障および記載支障を理由として第6号に該当すると主張するため、対象文書の非公開部分の内容を確認したところ、申立人自身が収集して実施機関である警察に提供した対象者の情報をもとに作成された文書の内容である同種意見等の内容が記載されていた。仮に非公開部分が公になると、前者については、その内容が明らかとなることで、申立人との信頼関係が損なわれ、協力が得られなくなり、また、同種意見等を申し出る意思を有しているものが、自己が同種意見等を申し出た事実や同種意見等の内容を第三者に知られてしまうのではないかという不安や恐れを抱いて申出を躊躇する等、今後の事案処理に支障を生じ、今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると十分に認められ、後者については、担当者の判断や処理方針が明らかとなり、担当者が事案処理結果に関する記載を控える等、今後の事案処理に支障を生じ、かつ今後の適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると十分に認められる。

よって、条例第6条第6号に該当すると認められる。

最後に、欄外に記載された内容について、実施機関が相談内容支障を理由として第6号に該当すると主張するため、対象文書の非公開部分の内容を確認したところ、申立人が自身の体験等に基づき申し出たマナー違反の内容が要約して記載された同種意見等の内容が記載されていた。仮に非公開部分が公になると、その内容が明らかとなることで、申立人との信頼関係が損なわれ、協力が得られなくなり、また、同種意見等を申し出る意思を有しているものが、自己が同種意見等を申し出た事実や同種意見等の内容を第三者に知られてしまうのではないかという不安や恐れを抱いて申出を躊躇する等、今後の事案処理に支障を生じ、今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると十分に認められる。

また、実施機関が第6号該当性を記載支障としている対象文書の非公開部分の内容を確認したところ、申立人からの同種意見等に対する処理結果に係る情報が記載されていた。仮に非公開部分が公になると、担当者の判断や処理方針が明らかとなり、担当者が事案処理結果に関する記載を控える等、今後の事案処理に支障を生じ、かつ今後の適正な業務の

遂行に支障を及ぼすおそれがあると十分に認められる。

よって、条例第6条第6号に該当すると認められる。

第四に、「申し立て内容」と題された文書のうち、「3申し立て内容」および「4措置など」の記載内容について、実施機関が「3申し立て内容」は相談内容支障または、相談内容支障および記載支障、「4措置など」は記載支障を理由として条例第6条第6号に該当すると主張するため、その該当性を検討する。

まず「3申し立て内容」について、実施機関が相談内容支障を理由として第6号に該当をするとしている対象文書の非公開部分の内容を確認したところ、申立人が自身の体験等に基づき申し立てたマナー違反の内容が要約された同種意見等の内容が記載されていた。仮に非公開部分が公になると、その内容が明らかとなることで、申立人との信頼関係が損なわれ、協力が得られなくなり、また、同種意見等を申し立てる意思を有しているものが、自己が同種意見等を申し立てた事実や同種意見等の内容を第三者に知られてしまうのではないかという不安や恐れを抱いて申立てを躊躇する等、今後の事案処理に支障を生じ、今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると十分に認められる。

また、実施機関が相談内容支障および記載支障を理由として第6号に該当すると主張するため、対象文書の非公開部分の内容を確認したところ、申立人が自身の体験等に基づき申し立てたマナー違反の内容が要約して記載された同種意見等の内容や申立てに対する処理結果が記載されていた。仮に非公開部分が公になると、前者については、その内容が明らかとなることで、申立人との信頼関係が損なわれ、協力が得られなくなり、また、同種意見等を申し立てる意思を有しているものが、自己が同種意見等を申し立てた事実や同種意見等の内容を第三者に知られてしまうのではないかという不安や恐れを抱いて申立てを躊躇する等、今後の事案処理に支障を生じ、今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが十分にあると認められ、後者については、担当者の判断や処理方針が明らかとなり、担当者が事案処理結果に関する記載を控える等、今後の事案処理に支障を生じ、かつ今後の適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると十分に認められる。

次に、「4措置など」について、実施機関が記載支障を理由として第6号に該当すると主張するため、対象文書の非公開部分の内容を確認したところ、申立てに対する処理結果について記載がされていた。仮に非公開部分が公になると、担当者が申し伝えた判断や処理方針が明らかとなり、担当者が事案処理結果に関する記載を控える等、今後の事案処理に支障を生じ、かつ今後の適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると十分に認められる。

よって、条例第6条第6号に該当すると認められる。

なお、以上第一から第四までにおいて、非公開とされた部分は、条例第6条第6号の該当性が認められるため、実施機関の主張する条例第6条第1号については、判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 審議会の経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
令和4年8月26日	・実施機関から諮問を受けた。
令和6年9月9日 (第34回第二分科会)	・審議会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和6年11月18日 (第35回第二分科会)	・事案の審議を行った。

令和7年1月30日 (第36回第二分科会)	・事案の審議を行った。
令和7年3月18日 (第37回第二分科会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和7年7月31日 (第38回第二分科会)	・答申案の審議を行った。
令和7年12月3日 (第40回第二分科会)	・答申案の審議を行った。

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会審査部会第二分科会

別表1 特定した公文書

- (1) 警察安全相談簿(令和2年2月13日付、管理番号101202000481)
- (2) 警察安全相談簿(令和2年3月2日付、管理番号083202000013)
- (3) 警察安全相談簿(継続)(令和2年3月4日付、管理番号101202000664)
- (4) 警察安全相談簿(令和2年10月13日付、管理番号101202003573)
- (5) 警察安全相談簿(令和3年9月15日付、管理番号011202100110)
- (6) 警察安全相談簿(令和3年11月15日付、管理番号011202100153)
- (7) 警察安全相談簿(令和3年11月22日付、管理番号012202101491)
- (8) 「県政へのご意見、ご提案など」と記載された一覧表(申込日:令和2年4月10日)
- (9) マナー違反等の申出一覧表(令和元年9月7日受理分)
- (10) マナー違反等の申出一覧表(令和元年9月8日受理分)
- (11) マナー違反等の申出一覧表(令和元年10月1日受理分)
- (12) マナー違反等の申出一覧表(令和元年10月3日受理分)
- (13) マナー違反等の申出一覧表(令和元年10月31日受理分)
- (14) マナー違反等の申出一覧表(令和元年11月8日受理分)
- (15) マナー違反等の申出一覧表(令和元年11月13日受理分)
- (16) マナー違反等の申出一覧表(令和元年12月24日受理分)
- (17) マナー違反等の申出一覧表(令和2年1月7日受理分)
- (18) マナー違反等の申出一覧表(令和2年1月31日受理分)
- (19) マナー違反等の申出一覧表(令和2年2月7日受理分)
- (20) マナー違反等の申出一覧表(令和2年2月17日受理分)
- (21) マナー違反等の申出一覧表(令和2年2月20日受理分)
- (22) マナー違反等の申出一覧表(令和2年2月26日受理分)
- (23) マナー違反等の申出一覧表(令和2年2月27日受理分、番号:134および135)
- (24) マナー違反等の申出一覧表(令和2年2月27日受理分、番号:136)
- (25) マナー違反等の申出一覧表(令和2年3月2日受理分)
- (26) マナー違反等の申出一覧表(令和2年3月5日受理分)
- (27) マナー違反等の申出一覧表(令和2年3月6日受理分)
- (28) マナー違反等の申出一覧表(令和2年3月11日受理分)
- (29) マナー違反等の申出一覧表(令和2年3月30日受理分)
- (30) マナー違反等の申出一覧表(令和2年4月1日受理分)
- (31) マナー違反等の申出一覧表(令和2年4月14日受理分)
- (32) マナー違反等の申出一覧表(令和2年9月14日受理分)
- (33) マナー違反等の申出一覧表(令和2年12月17日受理分)
- (34) マナー違反等の申出一覧表(令和3年7月26日受理分)
- (35) マナー違反等の申出一覧表(令和3年8月25日受理分)
- (36) 「申し立て内容」と題された文書(令和2年1月28日付電話受理分)
- (37) 「申し立て内容」と題された文書(令和2年1月28日付来庁分)

別表2 公文書の公開をしない部分および理由

1 別表1の(1)から(7)に係るもの

公文書の公開をしない部分	公文書の公開をしない理由	
	該当条項	理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 決裁枠の「係長等」欄および欄外の印影 ・ 「受理者」欄の氏名(警部の階級にあるものを除く。) ・ (4)の「処理の概要」欄の警察官の姓 	<p>条例第6条第1号</p>	<p>特定の個人を識別することができる情報であるため(警部補または同相当職以下の職員の氏名は慣行として公にしていなかったため)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「件名」欄の一部 ・ 「受理日時」欄の時間 ・ 「相談者」欄の住居、職業、電話番号、ふりがな、氏名および年齢 ・ 「相談者氏名」欄 ・ (5)に添付のはがきの消印の郵便局名および投函時間 ・ (7)に添付のメールの件名の一部、当該メールの「受信時間」および「メールアドレス」 	<p>条例第6条第1号</p>	<p>特定の個人を識別することができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「相談の要旨」欄の全部または一部 ・ (5)に添付のはがきの裏面の記載内容の一部 ・ (7)に添付のメール本文の記載内容の一部 	<p>条例第6条第1号 条例第6条第6号</p>	<p>特定の個人を識別することができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため</p> <p>意見申出者からの申出内容であり、公にすることにより、当該申出者等との信頼関係が損なわれ協力が得られなくなるなど、今後の事案処理に支障を生じ、適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため</p>

<p>「告訴又は告発に関する相談」欄、「犯罪被害の届出又は被害に関する相談」欄および「該当する可能性のある罪名等」欄</p>	<p>条例第6条第3号 条例第6条第6号</p>	<p>相談内容に対する警察の事件性の判断等に関する情報であり、公にすることにより、警察の捜査方針等が推認されるなど、今後の捜査活動に支障が生じ、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるほか、当該事案に対する警察の評価や判断、処理方針等に係る情報であり、公にすることにより、仮に当事者等の意思と反する内容であれば、今後継続する事案処理に際し、信頼や協力が得られなくなるなど、今後の適正な事案処理に支障を及ぼすおそれがある情報であるため</p>
<p>枠外右下の記載内容</p>	<p>条例第6条第1号</p>	<p>特定の個人を識別することができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「処理の概要」欄の一部 ・(4)に添付の文書 	<p>条例第6条第1号 条例第6条第6号</p>	<p>特定の個人を識別することができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため</p> <p>特定の個人からの聴取内容に関する情報であり、公にすることにより、当該特定の個人との信頼関係が損なわれ協力が得られなくなるなど、今後の事案処理に支障を生じ、適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため</p>
<p>「処理区分」欄の内容、「所属長指揮事項」欄および「緊急性」欄ならびに警察の評価・判断内容が分かる部分</p>	<p>条例第6条第3号 条例第6条第6号</p>	<p>相談内容に対する警察の事件性の判断等に関する情報であり、公にすることにより、警察の捜査方針等が推認されるなど、今後の捜査活動に支障が生じ、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるほか、相談内容に対する警察の評価や判断、処理方針等に係る情報であり、公にすることにより、担当者等が相談処理に関して、具体的な方針、判断に関する記載を控えるなど、相談業務の適正な事務処理に支障を及ぼすおそれがある情報であるため</p>

2 別表1の(8)に係るもの

公文書の公開をしない部分	公文書の公開をしない理由	
	該当条項	理 由
<ul style="list-style-type: none"> ・「申込日時」欄の時間 ・「県政へのご意見、ご提案など」欄の一部 ・「ホームページ掲載可否」欄 	条例第6条第1号 条例第6条第6号	<p>特定の個人を識別することができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため</p> <p>意見申出者からの申出内容であり、公にすることにより、当該申出者等との信頼関係が損なわれ協力が得られなくなるなど、今後の事案処理に支障を生じ、適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため</p>

3 別表1の(9)から(35)に係るもの

公文書の公開をしない部分	公文書の公開をしない理由	
	該当条項	理 由
<ul style="list-style-type: none"> ・決裁枠の「係長」欄の印影 ・「受理者」欄の警察官の姓 ・(9)の「申出内容等」欄に記載された警察官の氏名および年齢 	条例第6条第1号	<p>特定の個人を識別することができる情報であるため(警部補または同相当職以下の職員の氏名は慣行として公にしていなかったため)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・標題の記載内容の一部 ・「目撃日時」欄の時間 ・「場所」欄 ・「対象者」欄の一部 ・「時間」欄の開始時間および終了時間 	条例第6条第1号	<p>特定の個人を識別することができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ (9)、(16)、(18)、(21)、(25)の番号「137」、(28)および(30)の「申出内容等」欄の一部 ・ (22)、(23)、(25)および(32)に添付された文書 	<p>条例第6条第1号 条例第6条第6号</p>	<p>特定の個人を識別することができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため</p> <p>意見申出者からの申出内容およびそれに対する処理等に係る情報であり、公にすることにより、当該申出者等との信頼関係が損なわれ協力が得られなくなる、担当者等が事案処理結果に関する記載を控えるなど、今後の事案処理に支障を生じ、適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ (10)、(11)、(12)、(13)、(14)、(15)、(17)、(19)、(20)、(22)、(23)、(24)、(25)の番号「138」および「139」、(26)、(27)、(29)、(31)、(32)、(33)、(34)ならびに(35)の「申出内容等」欄の一部 ・ (15)の欄外に記載された内容 	<p>条例第6条第1号 条例第6条第6号</p>	<p>特定の個人を識別することができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため</p> <p>意見申出者からの申出内容等に係る情報であり、公にすることにより、当該申出者等との信頼関係が損なわれ協力が得られなくなるなど、今後の事案処理に支障を生じ、適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため</p>
<p>(21)、(22)、(23)および(25)の欄外に記載された内容</p>	<p>条例第6条第1号 条例第6条第6号</p>	<p>特定の個人を識別することができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため</p> <p>意見申出者からの申出内容に対する処理等に係る情報であり、公にすることにより、担当者等が事案処理結果に関する記載を控えるなど、今後の事案処理に支障を生じ、適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため</p>

4 別表1の(36)および(37)に係るもの

公文書の公開をしない部分	公文書の公開をしない理由	
	該当条項	理 由
右上に記載の警察官の姓	条例第6条第1号	特定の個人を識別することができる情報であるため(警部補または同相当職以下の職員の氏名は慣行として公にしていなかったため)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 標題の一部 ・ 「1 電話受理日時」の受理時間 ・ 「2 申立者」の住所、職業、氏名および年齢 	条例第6条第1号	特定の個人を識別することができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため
(36)の「3 申し立て内容」の記載内容の一部	条例第6条第1号 条例第6条第6号	<p>特定の個人を識別することができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため</p> <p>意見申出者からの申出内容およびそれに対する処理等に係る情報であり、公にすることにより、当事者等との信頼関係が損なわれ協力が得られなくなる、担当者等が事案処理結果に関する記載を控えるなど、今後の事案処理に支障を生じ、適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため</p>
(37)の「3 申し立て内容」の記載内容の一部	条例第6条第1号 条例第6条第6号	<p>特定の個人を識別することができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため</p> <p>意見申出者からの申出内容であり、公にすることにより、当該申出者等との信頼関係が損なわれ協力が得られなくなるなど、今後の事案処理に支障を生じ、適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため</p>

<p>(37)の「4 措置など」の記載内容</p>	<p>条例第6条第1号 条例第6条第6号</p>	<p>特定の個人を識別することができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため</p> <p>意見申出者からの申出内容に対する処理等に係る情報であり、公にすることにより、担当者等が事案処理結果に関する記載を控えるなど、今後の事案処理に支障を生じ、適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため</p>
---------------------------	------------------------------	--